

令和4年3月7日時点

新型コロナウイルス感染症対策における町主催会議、行事等の実施方針について

おおい町新型コロナウイルス感染症対策本部

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び新型コロナウイルス感染症対策に係る内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、町内における町主催の会議・行事・イベント等については、基本的感染防止対策を実施のうえ、下記に基づき実施又は中止、延期等の判断を行ってください。

記

【実施方針】

会議・行事・イベント等については、特に開催が必要なもので、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年3月4日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症 イベントの開催制限について」（令和3年11月25日福井県公表）に基づき開催の可否を判断すること。

【対象期間】

令和4年3月7日から当面の間

【参考資料】

1. 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年3月4日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）（別紙1）
2. 新型コロナウイルス感染症 イベントの開催制限について（令和3年11月25日福井県公表）（別紙2）
3. イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その4）（令和4年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）（別紙3）
4. ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日付け政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（別紙4）
5. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて（令和4年1月7日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）（別紙5）